

## 船舶事故調査報告書

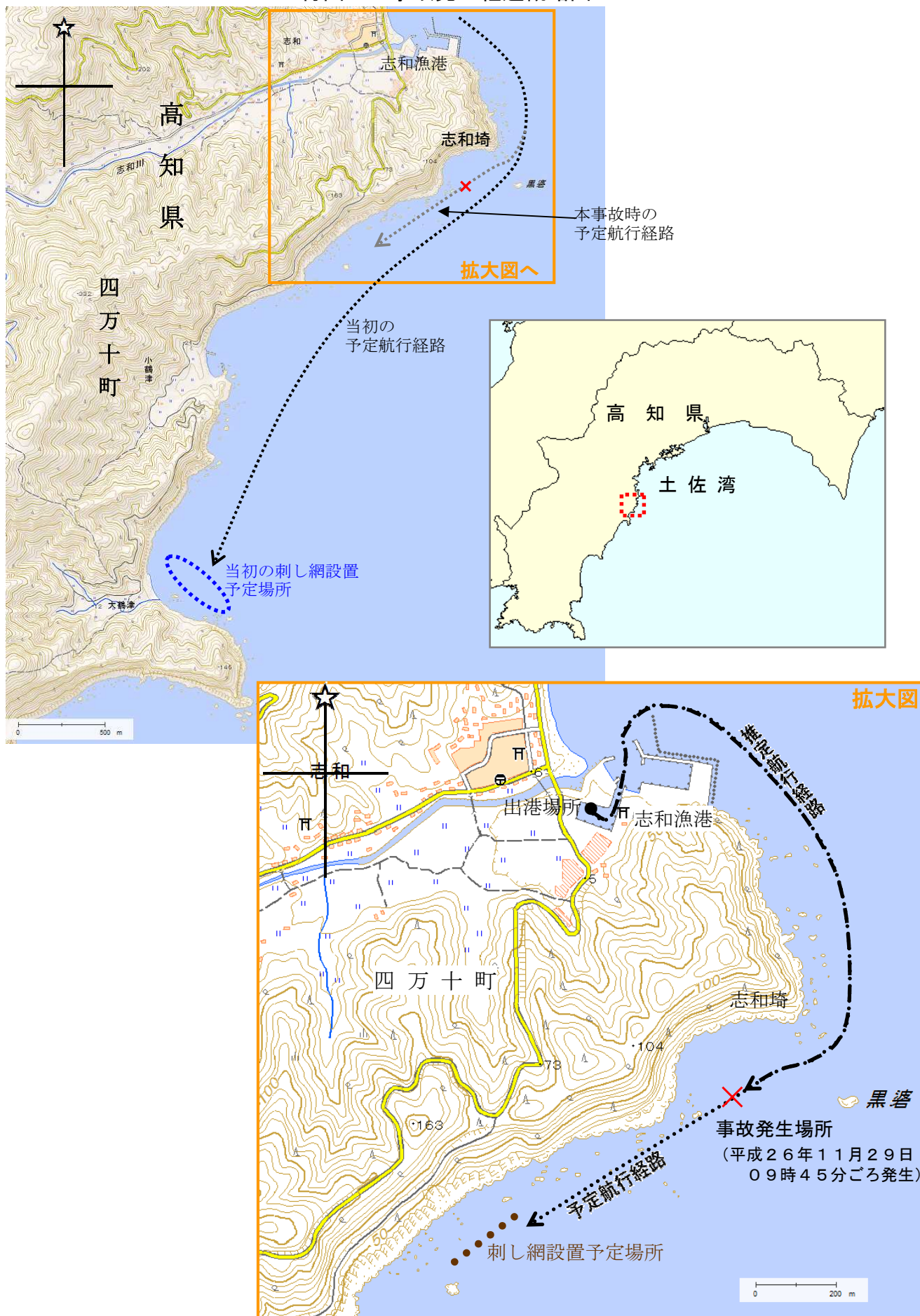
平成27年3月19日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成26年11月29日 09時45分ごろ
発生場所	高知県 <small>しまんと</small> 四万十町志和 <small>しわ</small> 崎南西方沖 <small>かみのかえ</small> 上ノ加江港防波堤灯台から真方位174°6,200m付近 （概位 北緯33°13.43′ 東経133°15.26′）
事故調査の経過	平成26年12月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第四 <small>こうしん</small> 幸伸丸、1.1トン KO3-50154（漁船登録番号）、個人所有 6.36m(Lr)×2.12m×0.71m、FRP ガソリン機関、11kW、平成10年8月24日 第282-20872号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年11月8日 免許証交付日 平成24年3月9日 （平成29年11月7日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船体及び機関に濡損
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、船長が船尾右舷側に腰を掛けて船外機を操作し、1人が船尾左舷側に、他の1人が船体中央部に重ねて置いた刺し網の前方にそれぞれ腰を掛け、志和崎の南西方900m付近の、距岸約100mに刺し網を設置するため、四万十町志和漁港を出港した。</p> <p>本船は、志和崎を通過して南西進中、左舷正横方から高起したうねりを受け、左舷側が持ち上がり、平成26年11月29日09時45分ごろ右舷側に転覆した。</p> <p>船長ほか2人の乗組員は、本船が転覆する際に海へ投げ出されたのち、船底を上にした状態の本船に上がって救助を待っていたところ、付近を航行中の船舶に発見された。</p> <p>船長ほか2人の乗組員は、前記の付近航行船舶から海上保安庁へ通</p>

	<p>報が行われ、乗組員のうち1人が高知県危機管理部消防政策課消防防災航空隊所属のヘリコプターによって吊り上げ救助され、船長及び他の乗組員が高知県警察須崎警察署配備の警備艇（おおとさ）によって11時14分ごろ救助され、いずれも志和漁港へ運ばれた。</p> <p>本船は、知人の船舶によって志和漁港へえい航された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1～2、視界 良好</p> <p>海象：気象庁の沿岸代表点「土佐湾」（本事故発生場所から東南東13.3海里付近）における波浪観測値は、高さ1.9m、周期7秒及び波向南東であった。</p> <p>高松地方気象台は、11月28日17時40分に四国沖北部へ海上強風警報を発表し、29日05時40分に次の内容に切り替えた。</p> <p>四国沖北部では、南西の風が強く、最大風速は35ノット（18メートル）。今後18時間以内に次第に弱まる見込み。</p> <p>なお、海上強風警報は、本事故時も発表中であり、29日11時40分に解除された。</p>
その他の事項	<p>本船は、和船型の船舶であり、中央部に1枚の長さが約35mの網を8枚つなげた刺し網を重ねて置いており、航行中、刺し網は一方の舷側に片寄ることはなかった。</p> <p>船長は、翌日に行われる祭りで販売する魚を捕るため、当初、刺し網を四万十町大鶴津東方沖に設置する予定であったが、早く帰って祭りの準備を行う必要があったので、近場に設置することとし、当初の刺し網設置場所へ向かう経路より陸側を航行していた。</p> <p>船長は、志和埼を通過後、南方から寄せるうねりを認めていたものの、大きなうねりを認めておらず、本事故発生場所に至った所で突然に高起したうねりを受けた。また、船長は、転覆後、救助を待っていた約2時間において、付近に本船が受けたような高起したうねりは認めなかった。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近の海底に根（岩）が存在していることを知っており、本船が受けたうねりは、根によって高起したものであると思った。</p> <p>船長ほか2人の乗組員は、いずれも救命胴衣を着用しておらず、また、全員が携帯電話を所持していなかった。</p> <p>気象庁のホームページによれば、うねりは、水深の浅い海岸（防波堤、磯、浜辺など）付近では海底の影響を受けて波が高くなりやすい性質があり、沖から来たうねりが急激に高くなることがある。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	あり

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、土佐湾に波高1.9mのうねりが寄せる状況下、志和埼南西方沖の浅所域付近を南西進中、高起したうねりを左舷側に受けたことから、船体が持ち上げられて右舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、早く帰って祭りの準備を行う必要があったので、刺し網を当初の設置予定場所より志和埼に近い場所に設置することとし、陸岸に寄って航行したことから、浅所域で高起したうねりを受けたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、土佐湾に波高1.9mのうねりが寄せる状況下、志和埼南西方沖の浅所域付近を南西進中、高起したうねりを左舷側に受けたため、船体が持ち上げられて右舷側に転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海底に根が存在しているような浅所域では、うねりが隆起する場合があるので、浅所域を避けて航行すること。</li> <li>・ 小型船舶の暴露甲板に乗船中は、救命胴衣等の着用を努めるとともに、適切な着用を心掛けること。</li> <li>・ 不測の事態に備え、携帯電話を所持するなどして陸上との連絡手段を確保しておくこと。</li> <li>・ 海上強風警報などが発表されている場合、風浪の高まりが予想されるので、出港を控えることが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



※国土地理院 電子国土 Web システム使用